

名取市告示第116号

名取市特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年6月3日

名取市長 山田 司郎



名取市特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺電話撃退装置等(以下「撃退装置等」という。)の設置を促進し、特殊詐欺被害の防止を図るため、撃退装置等を設置する者に対し、予算の範囲内において名取市特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、名取市補助金等交付規則(平成20年名取市規則第11号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、宮城県の特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付要綱(以下「県要綱」という。)第7の規定により宮城県知事から補助金の交付の決定を受けた者であって、撃退装置等の購入の日から補助金の交付の申請をする日までの期間内において、住所地として住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定により本市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所生活を生活の本拠としているものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、県要綱第4に規定する補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から、宮城県等が交付する補助金等を控除した額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、7,000円を上限とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、撃退装置等を購入した年度内の指定する期日までに名取市特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付申請兼実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 県要綱第7の規定により宮城県知事から補助金の交付の決定を受けた特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付決定兼補助金額確定通知書の写し

（2） 撃退装置等の購入に係る領収書の写し

（3） 振込先口座の通帳の写し又はキャッシュカードの写し

（4） その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定し、名取市特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1） 宮城県知事により県要綱に基づく補助金の交付の決定が取り消されたとき。

（2） 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（3） この要綱の規定に違反したとき。

（4） その他市長が補助金の交付が不相当であると認めたとき。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。